

地球環境を守るため、内外から注目される先進的な地球温暖 化・ヒートアイランド対策を、地域ぐるみで積極的に推進する まちを目指します。また、隅田川や公園など、水と緑に恵まれ た良好な居住環境や美しい街並みを大切にした景観の形成に配 慮したまちを目指します。

環境先進都市

《政策》

1 地球環境を守るまちの実現

《政策》

2 良好で快適な生活環境の形成

1 政策:地球環境を守るまちの実現

【この政策の主となる所管部:環境清掃部】

現状

世界的に地球温暖化や廃棄物問題等が一層深刻化しており、区としても対応を図る必要があります。このため区では、温室効果ガスの削減目標を定めた京都議定書の発効を受けて、特別区長会において環境行動についての共同宣言を呼びかけるとともに、区施設へ環境に配慮した設備等を率先して導入するなど、率先行動を進めていますが、今後も更に取組を強化する必要があります。

また、地域における生活環境の保全や環境美化活動並びに自然再生の推進など、身近なところから環境の確保・改善に向けた取組を進めることが必要です。

かけがえのない地球を将来の世代へ引き継ぐため、環境に対する問題意識を高めるとともに、区民、事業者、区が協働して環境問題に取り組むことが重要です。

政策の方向性

地域のコミュニティを生かした、様々な地球温暖化・ヒートアイランド対策を荒川区から発信し、地球環境対策をリードしていきます。

屋上や壁面など、住まいや暮らしの中で工夫を凝らし、地域に花や緑を増やす取組を進めていきます。

区民の環境に対する意識を高めるとともに、次代を担う子どもたちへの環境教育を推進していきます。

区民、事業者及び行政が一体となって、資源循環型の社会づくりを進め、限りある資源の有効活用を図っていきます。

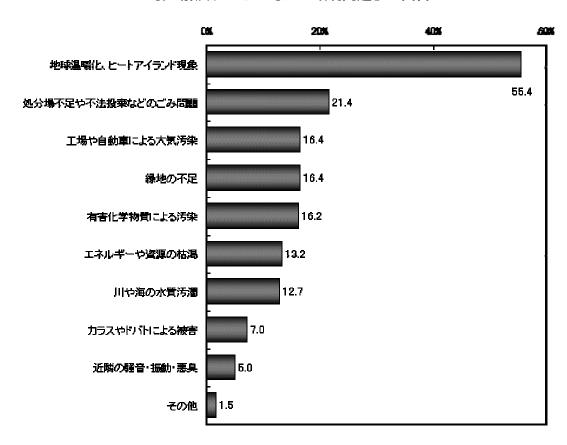
環境ビジネスの視点から、再生可能なエネルギーや資源の活用など新たな環境保全の取組を支援していきます。

政策を構成する施策

1 地球環境を守るまちの実現 (1)環境配慮活動の推進(P108) 地域の健康と安全の確保 (2)資源循環型社会の形成(P112) ごみの適正処理の推進

環境に関する区政世論調査結果(平成 17 年第 30 回荒川区世論調査)

「最も解決すべきと考える環境問題」の回答



(1)施策:環境配慮活動の推進

【この施策の主となる所管課:環境課】

かけがえのない地球を守るため、区民・事業者・区がそれぞれの責任と役割を認識し、 それぞれが環境負荷を減らす行動を実践するとともに、協働して環境配慮活動を推進し、 「環境先進都市あらかわ」を実現します。

現状と課題

近年、地球環境問題が大きくクローズアップされ、環境負荷を減らす様々な取組が行われています。さらに、都市部に顕著なヒートアイランド現象への対策も図っていく必要があります。

環境問題は、自動車の排気ガスによる大気汚染、工事現場や近隣からの騒音・振動など身近なところからも発生しています。様々な環境問題に対処し、より良い環境を築くためには、区民・事業者・区がそれぞれの役割に応じて責任を果たすとともに、協働して環境改善に取り組む必要があります。

住民に最も身近な政府である区が率先して環境保全に取り組むことが、区民の環境に対する問題意識の高揚や理解促進の普及啓発につながります。また、区民・事業者自らが環境配慮活動の行動計画を定め、課題解決のための具体的な取組の環(わ)を地域に広げることが重要です。

施策の方向性

地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の解消対策として、区施設の屋上緑化、学校校庭の芝生化、道路の遮熱性舗装、自動車のCO2削減など様々な施策を実践し、区を挙げて他自治体をリードする「環境先進都市あらかわ」を目指します。

区民、とりわけ次代を担う子どもたちを中心として環境学習会や発表会を開催し、環境学習・環境教育を推進します。また、学校のエコ改修により、学校と地域が一体となった具体的な環境教育活動を実施するとともに、区民の環境活動の拠点として(仮称)エコセンターを設置します。

区の地域特性を生かした環境政策を推進するため、これまでの施策を見直し、総合計画である環境基本計画の全面改定を行うほか、より具体的な行動につながる新たな環境配慮行動計画、区役所環境配慮率先行動計画を策定します。また、荒川区に適した環境交通政策を検討していきます。

指標

施策の成果とする指標名			指標の推移			
		平成 18 年度	平成 22 年度	目標値 (28 年度)	指標に関する説明	
	遮熱性舗装面積(累計)	1,300 ㎡ (見込み)	10,000 m²	22,000 m²	区道面積の 2%	
	環境学習メニュー参加 校	5 校	10 校	全小・中学校	環境学習のメニューに参加 する学校	
	区役所本庁舎の温室効 果ガス排出量削減率(対 H11 年度比)	6.0% (見込み)	6.0%	6.0% 以上	区役所環境配慮率先行動計 画で定める削減目標 (対 H11 年度比 5%)	
	エコライフチャレンジ ファミリー参加世帯数 (累計)	1,600 世帯 (見込み)	2,400 世帯	5,000 世帯	省エネやリサイクルに役立 つ取組をしている家庭の登 録数	
	あらかわエコ協定参加 事業者数 (累計)	83 事業者 (見込み)	163 事業者	200 事業者	環境負荷を減らす取組をし ている事業者の登録数	

主な取組内容

地球温暖化・ヒートアイランド対策率先事業

屋上緑化・道路の遮熱性舗装などのヒートアイランド対策や再生可能エネルギー・ 省エネルギーシステムの導入等を区が率先して行うとともに、区民や事業者向けの啓 発活動を推進します。

環境教育・環境学習の推進

区民、とりわけ時代を担う子どもたちを中心として、環境に対する問題意識の高揚と理解の促進を図るため、身近な暮らしに根づいた環境学習を推進するとともに、学校等での環境教育の充実を図ります。

学校エコ改修

環境への負荷を少なくし、建物の性能を向上させる学校エコ改修を実施し、学校と 地域が一体となった環境教育を推進します。

(仮称)エコセンターの設置

環境学習やリサイクル施策及び環境ビジネス等の環境政策を総合的に推進するため、区民等の環境活動の拠点となる(仮称)エコセンターを設置します。

環境配慮行動の推進

区民・事業者・区の環境保全活動を推進するため、具体的な取組を明確にする 環境配慮行動計画の改定、 環境管理システム導入への支援、 区役所環境配慮率先行動計画の改定を行います。

地球を守る区民会議

区民、事業者等が環境への取組を発表し合い交流を深めるとともに、環境保全や美化活動及び自然再生の推進などを効果的に実践するための意見交換を行い、各団体等との連携を強化する区民会議の充実を図ります。

環境交通政策の推進

トランジットモール(中心街の通りなどで、歩行者や自転車、バスなどの公共交通機関のみが通行できるように開放された街路で、歩く楽しみやにぎわいの創出につながる一定の空間)の社会実験など荒川区に適した環境交通政策を検討し、公共交通や自転車の利用促進、歩いて楽しいまちなど環境負荷の少ない「環境交通のまちづくり」に向けた取組を行います。

(2)施策:資源循環型社会の形成

【この施策の主となる所管課:清掃リサイクル課】

大量生産・大量消費・大量廃棄の一方通行のシステムを見直し、区民・事業者・区が 連携し、それぞれの役割に応じて行動することにより、循環型社会を実現します。

ごみの減量と資源化・再利用という循環型社会形成の視点に立った事業を区民・事業者・区が一体となって展開します。

「京都議定書の発効にあたっての特別区長会共同宣言」の方針に基づき、ごみの減量、 製品の再利用、資源回収を積極的に図り、環境に配慮した取組を促進し、環境と経済が 両立した循環型社会を実現します。

現状と課題

荒川区のごみ排出量は微減しているものの、人口の増加や社会経済状況の変化により、 清掃事業を取り巻く状況は変化しています。ごみの一層の発生抑制に向けた取組が求 められています。

荒川区の資源回収は集団回収による実施を基本としており、今後も区民が集団回収を 円滑にできるよう、支援体制の充実に努めていく必要があります。

平成 20 年度から、サーマルリサイクルの実施が予定されています。実施に当たっては、その前提となる再生利用施策の拡充が必須であり、単一素材のペットボトルについては、着実に収集体制を拡充していく必要があります。

また、その他の廃プラスチックについても、再生利用の在り方について方向性を固める必要があります。

- * 平成 18 年度現在、ペットボトルは集積所での資源回収ではなく、回収協力店に設置された回収ボックスでの回収を実施しています。また、廃プラスチックは不燃ごみとして週 1 回の回収を実施しています。
- *サーマルリサイクルとは、廃棄物を単に焼却するだけでなく、焼却して得られる熱工 ネルギーを回収・利用する方法です。回収されたエネルギーは、発電や冷暖房及び温 水などの熱源として利用されます。

施策の方向性

ごみ排出量については、家庭ごみの4割を占める生ごみの減量化、再生品の使用、マイバッグの利用(レジ袋の削減)等を促進するとともに、家庭ごみの有料化等も検討し、目標値達成のための施策を総合的に推進します。

資源回収量については、集団回収の品目拡大(ペットボトル、白色の発泡スチロール 製食品用トレイ(「白色トレイ」))の実施や分別指導の徹底等を行い、現在、ごみに 含まれる資源の半分を資源回収することにより、目標値達成を目指します。

資源の有効活用を図るため、19 年度中に全町会でペットボトル回収を行う体制を整備するとともに、20 年度中に廃プラスチックのサーマルリサイクルを実施します。

指標

		指標の推移				
ħ	施策の成果とする指標名	平成 18 年度	平成 22 年度	目標値 (28 年度)	指標に関する説明	
	ごみ排出量:トン(年)	61,067 トン	50,000トン	30,000 トン	5 割減が目標 (18 28 年 度)	
	資源回収量:トン(年)	11,426 トン	13,000トン	17,000 トン	5 割増が目標 (18 28 年 度)	
	リサイクル率:%	15.8%	20.0%	36.2%	(資源量/ごみ量+資源量) ×100	

主な取組内容

集団回収支援事業

町会・自治会・高年者クラブなどリサイクル推進団体が自主的に古紙やアルミ缶等の資源を収集し、回収事業者に引き渡す集団回収方法です。この集団回収事業を区内全域に拡大するほか、回収品目についてもペットボトル・白色トレイを新たに拡大するなどの支援をしていきます。

サーマルリサイクルの実施

平成 20 年度から本格実施となる予定の廃プラスチックのサーマルリサイクルに向けて検討・準備を行うとともに、円滑な導入のために区民・事業者に対し普及啓発活動を行います。

リサイクルセンターの整備

資源の中間処理施策を実施する施設として、リサイクル活動の拠点となるよう、リサイクルセンターを整備します。

2 政策: 良好で快適な生活環境の形成

【この政策の主となる所管部:土木部】

現状

荒川区は木造住宅密集地域が多く、都市基盤整備の遅れによって、災害に弱い体質の都市となっています。さらに、公園が量的に不足し、地域的に偏在しているなどの状況にあります。

また、狭い道路が多く、駅前等の放置自転車が後を絶たないことから、歩行者の安全性の面から放置自転車の解消が課題となっています。

政策の方向性

都心に近接した立地と交通の利便性を生かしつつ、身近な居住環境の整備や放置自転車の解消を図り、住みやすく働きやすい快適なまちを形成していきます。

下町の風情を残した街並みを生かして、開発と調和の取れた魅力ある景観づくりを推進 していきます。

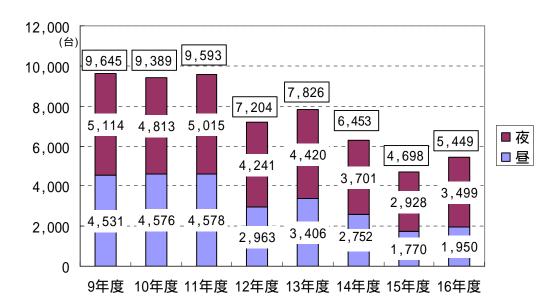
公園の整備や電線の地中化など、環境に配慮した清潔で美しいまちづくりを推進していきます。

政策を構成する施策

2 良好で快適な生活環境の形成

- (1)緑とうるおい豊かな生活環境づくり(P116)
- (2)快適な住環境の形成(P120)
 - 快適な生活道路の整備
- (3)放置自転車対策の推進(P122)

駅前の自転車放置台数の推移



出典: H12~17年度荒川区区勢概要

放置台数は、調査時(毎年9月~10月のある調査日時)の数字 数字には、バイク(50cc未満)等も含む

(1)施策:緑とうるおい豊かな生活環境づくり

【この施策の主となる所管課:公園緑地課】

緑あふれ、うるおいと安らぎの場を提供し、区民のだれもが快適と感じる生活環境をつくり、区民が住み続けたいと思うまちを創出します。

現状と課題

区内には最大規模の区立公園である荒川自然公園があり、更に平成 18 年度に都立汐入公園が開園し、区民一人当たりの公園・児童遊園面積は、現在 2.34 ㎡ / 人となり、前年に比べて 0.79 ㎡ / 人増加しました。今後も目標とする 3.00 ㎡ / 人を目指し、更に量的な充実を図る必要があります。また、公園・児童遊園用地の取得に当たっては、地域的なバランスを考慮する必要があります。

緑被率は、平成 10 年の調査で 7.3%となっています。この数値は、23 区で比較する と最も低い数値であるため、みどりの量の確保は重要な課題です。

区民が主体となったまちづくりを推進するため、現在、公園・児童遊園の整備に当たっては、住民のアンケートや検討会を開催し、計画に反映させています。管理に当たっては、27 か所においてグリーンサポーターが活動しています。また、緑化推進に当たっては、都電沿線の電停付近のバラ等を区民が管理し、街なか花壇では多くの区民が管理を行っています。

こうした区民との協働による公園・児童遊園の整備・管理、緑化推進などを更に推進する必要があります。

清潔で美しい区をつくり、維持していくために、環境美化活動を実践し、区民の生活 環境の向上を図る必要があります。

施策の方向性

都市計画公園である宮前公園の整備や児童遊園、グリーンスポットなどをバランスよ く配置していきます。

荒川区基本構想や都市計画マスタープランを踏まえるとともに、「緑の実態調査」を実施し、都市緑地法に基づく、みどりの基本計画を策定し、目に見える緑や花の空間の創出を図ります。

公園管理や地域の美化活動などにおける区民との協働を更に進めるため、区報やホームページ、会合等の様々な機会を通してPRに努めます。また、花や緑化に対する意識啓発に努め、環境美化大賞等の表彰制度なども活用し、地域の美化を推進します。

指標

		指標の推移			
放	通策の成果とする指標名	平成 18 年度	平成 22 年度	目標値 (28 年度)	指標に関する説明
	公園・児童遊園面積	41.6ha	41.8ha	54.0ha	
	都電沿線のバラ株数	12,600 株	13,400 株	15,000 株	

主な取組内容

公園・児童遊園の整備

景観やうるおい、レクリエーションの場の確保など、みどりの拠点として様々な機能を担う公園や児童遊園を適切に提供するため、整備率の低い地区を優先して整備していきます。また、改良に当たっては、地域に根ざした公園等とするため、住民参加による計画づくりを行い、区民により親しまれ、利用しやすい魅力的な公園作りを進めていきます。

都電沿線バラ植栽事業

都電荒川線の沿線をバラで包み込み、美しい景観の創出やうるおいと安らぎの提供を図ります。沿線のバラは区による管理だけでなく、区民の自主的な活動により管理されている場所もあり、区民とともにつくる荒川区の観光資源として定着しつつあります。

街なか花壇づくり

地域のグループなどが自主的に行う花壇づくりを区が支援することにより、区民主体の花とみどりの空間の創出や花壇づくりを通じた地域コミュニティの創出を図ります。

グリーンスポットの整備

公園や児童遊園よりも小規模の敷地をグリーンスポットとして整備し、花と緑あふれる空間を創出します。

違反広告物除却協力員制度

区民ボランティアが、電柱や街路樹などに張られた張り紙や立看板などの違反広告物を撤去する違反広告物除却協力員制度があります。この区民の自主的な活動を支援することにより、良好な景観を維持し、歩行者などの安全の確保を図ります。

まちの環境美化推進事業

「荒川区まちの環境美化条例」に基づき、区、区民、事業者が協力して「わがまちはわが手で美しくする」ことを目標に、環境美化活動の普及・啓発・支援等を実施しています。

(2)施策:快適な住環境の形成

【この施策の主となる所管課:住環境整備課】

密集市街地における生活道路の拡幅整備や建築紛争、分譲マンションに関わる諸問題など、様々な問題に積極的に取り組み、区民のだれもが快適に暮らせる住環境の整備と 良質な住宅への更新を進めます。

現状と課題

本格的な少子高齢化など、社会経済情勢の変化の中で量から質への新たな住宅政策への転換が求められており、区の住宅にかかわる施策も見直す必要があります。

区民の価値観が多様化し、生活環境の保全に関する意識も高くなっているため、建築 紛争件数が増加しています。

マンション居住者は、町会への加入率が低いため、情報の伝達や区政に対する意見や 要望を把握する場が限られ、それが地域コミュニティの弱体化につながっています。 密集市街地における公園・広場等の整備が進んでおらず、細街路の拡幅整備率が未だ に低く、防災面で課題があります。

施策の方向性

良質な住宅と良好な住環境・景観にも配慮したまちづくりを計画的に推進するため、 荒川区基本構想や都市計画マスタープランとの整合性を図りながら第三次住宅マス タープランを策定し、各事業の展開を図ります。

事業者の建設計画に対して周辺住民と事業者が協議する機会を確保するとともに、各種法令等の規制や誘導策を有効に活用し、建築紛争を調整することにより、快適な住環境の形成を進めていきます。

マンション居住者の地域コミュニティへの参加を促進し、情報伝達や区政に対する意見や要望を把握する場を作るために、分譲マンションセミナーに加え、分譲マンション管理組合の交流会を開催します。

災害に強いまちづくり施策と連携し、密集市街地での建て替えを促進させることにより、細街路や主要生活道路の拡幅整備、建物の耐震・耐火性の向上、公園・広場等の整備による緑化等を推進し、防災性の向上と良好な住環境の形成を図ります。

指標

	指標の推移			
施策の成果とする指標名	平成 18 年度	平成 22 年度	目標値 (28 年度)	指標に関する説明
細街路後退用地整備率	35%	39%	45%	整備延長 / 整備対象道路の 両側の延長:年間1%増

主な取組内容

住宅マスタープランの策定

住宅施策の基本理念である区民のだれもが安心して住み続けられる住生活の実現に向けて、住宅に関する長期的・総合的な計画である第三次住宅マスタープランを、 荒川区基本構想・都市計画マスタープランとの整合性を図りながら策定します。

分譲マンション対策

分譲マンションの維持管理等に関する意識啓発、情報の提供を推進し、分譲マンションにおける良好な居住環境の確保と居住者の意識、マナーの向上を図ります。

細街路拡幅整備事業

建築物の新築等の際に、建築主等の協力を得て、建築基準法に基づき 4m以上の道路幅員を確保し、防災性の向上及び住環境の改善を図ります。

(3)施策:放置自転車対策の推進

【この施策の主となる所管課:管理計画課】

放置自転車は、自転車利用者のルール・マナーの欠如により依然として多いのが現状です。これを解決するため自転車駐車場の整備、ルール・マナーの向上のための啓発活動、放置自転車の撤去等の施策を総合的に実施し、安全で住みやすいまちを目指します。

現状と課題

平成9年度と比較し、駅周辺の放置自転車数は減少傾向にありますが、依然として駅 周辺には放置自転車があり、歩行者の安全な通行や消防車などの緊急車両の通行の妨 げになっています。

安全・安心して通行できる道路を確保するため、より一層のルール・マナーの向上を 図り、併せて自転車駐車場等の整備を行う必要があります。

施策の方向性

駅周辺等に自転車駐車場等を設置し、良好な生活環境の維持、放置自転車の減少を図ります。特に、平成 19 年度末には日暮里駅前の自転車駐車場の完成に併せて、放置自転車クリーン作戦を積極的に実施していきます。

今後、鉄道事業者等に強く協力を求め、放置自転車対策に取り組んでいきます。

また、放置自転車対策として、引き続き「利用者への啓発活動」「撤去・処分」等の対策を実施します。

自転車による交通事故防止や放置自転車防止のため、小中学生だけでなく、区民全般 に交通ルールやマナーの普及・啓発を実施していきます。

指標

			指標の推移		
施策の成果とする指標名		平成 18 年度	平成 22 年度	目標値 (28 年度)	指標に関する説明
	駐輪可能台数(民間含む)	7,231台	9,200台	11,030 台	
	放置自転車台数	2,000 台	1,500 台	1,000 台	
	自転車運転免許証取得 率(小中学生)	80%	100%	100%	小中学生年間参加者目標数 を1,300人とします。

主な取組内容

自転車置場の整理・誘導

区内主要駅 (町屋・西日暮里・日暮里・南千住・三河島) に整理員を配置し、より 適正な自転車置場の運営を図ります。

日暮里駅前自転車駐車場の整備

日暮里・舎人ライナーの開通により自転車利用者の増加が見込まれる日暮里駅周辺 について、ひぐらしの里中央地区再開発事業に併せ自転車駐車場を整備します。

放置自転車撤去・マナーの普及啓発活動

駅周辺等に放置された自転車等を撤去し、安全で快適な道路環境の維持・向上を図るとともに、放置防止啓発指導員などを通じて自転車利用者のルール・マナーの向上を図ります。

自転車運転免許証制度

小学校 4 年生以上の区民に、安全な自転車の乗り方や交通ルールやマナーを学ぶ機会を提供することにより、自転車による交通事故防止や放置自転車防止を図ります。